

公 示 日:2026 年 10 月 14 日(水)

調達管理番号:26a00741

国 名:エチオピア国

担 当 部 署:ガバナンス・平和構築部 平和構築室

調 達 件 名:エチオピア国アフリカにおける地雷対策能力開発プロジェクト(業務調整／研修管理)(現地滞在型)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :業務調整／研修管理
- (2) 格 付 :4 号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:アディスアベバ市
- (5) 契約履行期間(予定):2026 年 12 月上旬から 2029 年 7 月上旬
- (6) 渡航期間:2027 年 3 月上旬から 2029 年 6 月下旬予定
- (7) 業務量の目途:28 人月

2. 業務の背景

多くのアフリカ諸国では、紛争等の影響により地雷・不発弾等による被害が継続しており、民間人の安全確保や社会経済開発の阻害要因となっている。特に、国家地雷対策機関の多くは、機材や人材、組織運営面での課題を抱えており、調査、除去、地雷回避教育等を効果的かつ持続的に実施するための能力強化が求められている。

JICA はこれまで、カンボジア地雷対策センター(Cambodian Mine Action Centre。以下、「CMAC」という)との連携の下、アフリカ諸国の国家地雷対策機関を対象としたワークショップやスタディツアー等を実施し、地雷・不発弾対策に関する知見共有及び能力強化を支援してきた。これらの取組を通じて、アフリカ各国の主体的な地雷対策の推進と、国家地雷対策機関の能力構築の重要性が確認された。

また、日本政府は 2024 年に発表した「地雷対策支援に関する包括的支援パッケージ」の下、CMAC による国際協力等を通じた地雷対策支援を推進している。こうした取組や成果を踏まえ、2025 年 8 月に横浜で開催された第 9 回アフリカ開発会議(TICAD9)において、アフリカ諸国、CMAC、国連地雷対策サービス部(United Nations Mine Action Service。以下、「UNMAS」という)及び JICA による「アフリカ地雷対策プラットフォーム」が立ち上げられた。また、エチオピア地雷対策センター(Ethiopian Mine Action Center。以下、「EMAC」という)から要請・採択された広域技術協力プロジェクト「アフリカにおける地雷・不発弾対策能力開発プロジェクト」は、同プラットフォームを推進する中核的な事業として位置付けられている。

本プロジェクトは、EMAC を地域拠点として、アフリカ諸国の国家地雷対策機関を対象とした広域研修、ワークショップ及び知見共有等アフリカ地雷対策プラットフォームの活動を実施し、各機関の技術的・組織的能力の向上並びに関係機関との連携強化を図るものである。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、技術協力プロジェクトの「業務調整／研修管理」担当専門家として、アフリカ域内各国在外事務所とも緊密に連携しつつ、他の専門家(総括／地雷・不発弾対策)と協働して活動を計画・実施することを通じ、プロジェクト全体の成果(別紙参照)の発現を目指す。本専門家に期待する具体的な成果は以下のとおり。

- プロジェクト関係者間の意思疎通が円滑に図られ、プロジェクトの投入(日本側の投入のみならず、カウンターパート(C/P)の配置、ローカルコスト予算等の先方の投入)が計画的に執行され、プロジェクトの活動が計画どおりに実施される。
- 本プロジェクトで実施される各種研修の円滑な実施に向け、計画策定から実施、事後のフォローを含む全体の調整・進捗管理を行う。
- プロジェクトの事務、会計、庶務が規程に従って迅速に行われる。
- 進捗状況に対応した各種報告書が遅滞なく提出される。
- 各種広報活動を通じて、プロジェクト及びアフリカ地雷対策プラットフォームの意義や成果に対する認知が、エチオピア国内、アフリカ域内、国際社会及び日本社会において促進される。

4. 業務の内容

【業務調整】

- ① 総括の行う運営管理業務を補佐し、プロジェクト目標の達成に向けた協力計画の策定を支援する。
- ② 年間計画(在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画、専門家派遣計画等)の進捗状況を調整・管理する。
- ③ 日本側専門家チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、計画的な執行を図る。臨時会計役委嘱を受け、予算管理・支出・精算業務を主体的に担う。
- ④ JICA グローバル・アジェンダ(JGA)「平和構築」のクラスター事業戦略「地雷・不発弾対策」を踏まえ、JICA が指定するモニタリング方法に従い、プロジェクトのモニタリングにあたり、総括を補佐する。
- ⑤ 各種広報活動を通じて、プロジェクト(アフリカ地雷対策プラットフォーム)の活動や成果の情報発信・知見共有を行う。
- ⑥ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)を把握し、円滑な業務実施を促進する。
- ⑦ プロジェクトに係る各種報告書の作成・提出及び関連資料のとりまとめについて、総括を補佐する。
- ⑧ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、総括、関係機関と連携し、その解決にあたる¹。
- ⑨ 相手国機関、研修参加国、CMAC に派遣されている JICA 専門家との間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ、プロジェクト活動の円滑な実施および効率化を図る²³。

【研修管理】

- ⑩ 総括と連携し、各種研修を効果的に実施するため、研修実施に係る各種ロジスティクスへの対応を含む実施体制強化の側面支援を行う⁴。

¹ カウンターパートや他の専門家との協働体制の構築・強化をどのように図りたいか(どのような姿勢で臨むか)、過去に内部・外部の関係者と協働してプロジェクト等を実施した経験があればそれらも踏まえて、プロポーザルで提案してください。

² 同上

³ 対象国によっては、国家地雷対策機関の組織体制、政治・治安情勢等が異なるため、軍事的利用回避原則及び JICA の関連方針に十分留意しつつ、関係機関との連絡・調整を行うこと。

⁴ 各種研修の実施体制の強化の観点から、研修の計画策定・実施、実施後のレビュー、研修カリキュラム及び教材の改善・更新等について、工夫・留意すべき点を含め、これまでの業務・活動経験を踏まえ、プロポーザルで提案してください。

- ⑪ 相手国機関、CMAC、UNMAS 等の関係機関、および他国の専門家との調整を図り、総括が策定する研修実施計画に基づき、研修の円滑な実施を支援する⁵。
- ⑫ 過去の研修実績及び研修教材等に関する既存情報を収集・整理するとともに、本プロジェクトで実施する研修の実績及び研修教材の取りまとめを行う。また、実施した研修のレビューを行い、研修参加者によるアクションプランの実施状況のモニタリング、教訓・課題の整理及びそれらを踏まえた実施方法の改善及び研修カリキュラム・教材の更新等について、相手国機関及び総括による活動を側面支援する⁶。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	C/P、専門家等との円滑な協働体制を構築するための具体的な取組方針	「4. 業務の内容」【業務調整】⑧、⑨
2	各種研修の実施体制の強化に向けた工夫・留意点	「4. 業務の内容」【研修管理】⑩、⑪、⑫

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	業務調整および研修管理に関する各種業務
語学の種類	英語（仏語ができることが望ましい。） ※本プロジェクトではフランス語圏アフリカ諸国を対象とした研修の実施を予定しているため。

⁵ 同上

⁶ 同上

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ⁷	渡航開始より1か月以内	ガバナンス・平和構築部	英語	電子データ	-
		(CC:エチオピア事務所)	日本語	電子データ	-
		C/P 機関	英語	電子データ	-
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ⁸	国際協力調達部(CC:ガバナンス・平和構築部)	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 (CC:ガバナンス・平和構築部、エチオピア事務所)	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	ガバナンス・平和構築部 (CC:国際協力調達部、エチオピア事務所)	日本語	電子データ	-

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は3月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア 総括／地雷・不発弾対策

⁷ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁸ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

イ 業務調整／研修管理

※ アは長期専門家として別途派遣予定(2027年1月～2029年6月)。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、gpgpb@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・「アフリカにおける地雷・不発弾対策能力開発プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- ・「アフリカにおける地雷・不発弾対策能力開発プロジェクト」Record of Discussions
- ・「アフリカにおける地雷・不発弾対策能力開発プロジェクト」研修計画

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年10月28日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年11月 9日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年11月12日11時～12時30分
4	評価結果の通知	2026年11月17日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等:特になし
- (2) 家族帯同:可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数: 1 部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%))

[83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf\)](https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html)

※JICA の「コンサルタント等契約」(業務実施／単独型／現地滞在型)に初めて応募される場合には JICA 団体情報登録が必要です。個人の方も同様の登録が必要です。応募書類×切日の 7 営業日前までに、必ず団体情報の登録申請をお願いします。

詳細は下記をご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法:Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬:

家族帯同の有無		本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
月額(円/月)	法人	1,163,000	1,375,000
	個人	917,000	1,129,000

② 教育費:

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	—	—
	インターナショナルスクール／現地校		516,500	540,300

③ 住居費:2,300ドル／月

④ 航空賃(往復):424,438 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎:到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全:安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ:なし
- エ) 通訳備上:なし
- オ) 執務スペースの提供:エチオピア地雷対策センター(EMAC)内における執務スペース提供(ネット環境完備予定)
- カ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4)臨時会計役の委嘱⁹

業務に必要な経費については、JICA エチオピア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間

⁹ 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5)その他留意事項

1)派遣前(後)業務を委嘱する可能性があります。

業務単価(月額) 法人:707,554 円／月

個人:439,688 円／月

以上

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名: アフリカ地域(広域)

案件名: アフリカにおける地雷対策能力開発プロジェクト

The Project for Capacity Development on Mine Action in Africa

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該地域における地雷・不発弾セクター／アフリカ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

多くのアフリカ諸国は、過去及び現在進行中の紛争の結果として、地雷・不発弾(UXO)、即席爆発装置(IED)による深刻な被害を受け続けている。これらの爆発物は、民間人の死傷、生計手段の喪失、社会・経済発展の阻害、さらには難民や国内避難民(IDP)の安全な帰還を妨げる等、多方面にわたる人道的・開発的課題を引き起こしている。特に、地雷・不発弾の埋設状況の早期把握や、地雷回避教育の実施による被災リスクの軽減は喫緊の課題である。また、除去後の土地を安全に解放することで、農業や社会開発に活用可能な土地を増やすことが、長期的な地域復興と国づくりに不可欠である。

「Landmine Monitor 2025」によれば、世界 57 の国と地域が地雷・不発弾の影響を受けており、その被害者の約 90% が一般市民、ほぼ半数が子どもである。特に、アフリカでは、24 の国と地域が汚染の影響を受けており、被害者数上位 10 カ国のうち 4 カ国(ナイジェリア、マリ、ブルキナファソ、スーダン)がアフリカに集中している。これは、地雷・不発弾の脅威がアフリカにおいて極めて深刻な人道的課題であることを示している。さらに、対人地雷禁止条約(オタワ条約)に関して、同条約の廃棄義務を負う 33 の締約国のうち 14 カ国がアフリカに所在している。特にエチオピアは、3 つの国境沿いの地雷原と最近の紛争による不発弾により、100 km²以上の「重大(Massive)」汚染国とされている。2004 年に同政府はオタワ条約に批准をし、同条約の履行促進の観点からも早急な対応が求められている。

このような中、アフリカの多くの国々では、人道的地雷・不発弾対策を管轄する国家地雷対策機関が設置されているが、機材や職員訓練の不足により実施体制が脆弱であり、組織能力強化が不可欠である。また、多くの国の場合、緊急期には、国連の地雷対策専門機関である国連地雷対策サービス部(United Nations

Mine Action Service。以下、「UNMAS」という)や NGO 等と協力して、除去活動や回避教育を実施している。他方、中長期的な開発の視点からは、被害国の国家地雷対策機関の能力強化は必須であり、各国の国家地雷対策機関が外部団体とも連携しながら、戦略的に調査・除去を実施できる体制を確立することが不可欠である。

係る背景・課題の下、JICA は 2023 年 10 月にケニアにおいて、2024 年 1 月にはカンボジアにて、エチオピア、ナイジェリア、ソマリア、南スーダンの国家地雷対策機関を対象に、JICA が長年協力してきたカンボジア地雷対策センター (Cambodian Mine Action Centre。以下、「CMAC」という)の知見共有のためのワークショップ開催やスタディツアーを実施した。さらに、2024 年 7 月にはエチオピア、2025 年 2 月にはザンビアにおいて、JICA-CMAC 連携のもと、アフリカの国家地雷対策機関を対象としたワークショップを開催した。これら活動を通じ、アフリカの地雷対策推進において、国家の主体性 (National Ownership) 及び能力構築 (Capacity Development) を推進していくことの重要性が確認され、2025 年 8 月に横浜で開催された第 9 回アフリカ開発会議 (TICAD9) にて、アフリカ諸国、CMAC、UNMAS、JICA による「アフリカ地雷対策プラットフォーム」が立ち上がった。

本事業は、同プラットフォームの具体的な推進に向け、これまで周辺国に対し地雷・不発弾対策の研修を提供してきた実績のあるエチオピア地雷対策事務所 (Ethiopian Mine Action Center。以下、「EMAC」という)を地域拠点とし、対象国の国家地雷対策機関に対する広域研修や知見共有の機会提供を行うことで、各国の国家地雷対策機関の技術的・組織的な能力強化や、外部団体との連携強化を図るものである。エチオピア政府からの要請に基づき、本事業を実施する。

(2) アフリカ地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

2024 年 7 月、上川外務大臣 (当時) が「地雷対策支援に関する包括的支援パッケージ」を発表した。同パッケージでは、CMAC による国際協力を通じて、世界の地雷問題の解決を謳っている。また、日本政府は対人地雷禁止条約 (オタワ条約) 第 22 回締約国会議 (2025 年 12 月開催) までの 1 年間、議長職を務め、国際的な議論を主導してきた。

JICA はグローバル・アジェンダ「平和構築」の中で、取り組みの柱の一つとして地雷・不発弾対策を掲げている。2025 年 8 月に横浜で開催された TICAD9 において立ち上げたアフリカ諸国、CMAC、UNMAS、JICA による「アフリカ地雷対策プラットフォーム」は、その実現に向けた取組の一環である。

また、本事業は SDGs のうち、目標 16「平和と公正を全ての人に」のターゲット 16.1「あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大

幅に減少させる」に資する。また、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター（GICHD）と国連開発計画（UNDP）が共同で実施した調査によれば、本事業で推進する地雷・不発弾対策は、貧困撲滅（目標 1）、飢餓撲滅（目標 2）、万人の健康な生活（目標 3）の他、複数の SDGs 目標に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

アフリカの地雷対策は、UNMAS を中心に、紛争中または紛争終結直後の初期段階において、地雷・不発弾の除去や回避教育を実施している。UNMAS が活動していない国においては、UNDP がセクター調整等を中心に地雷対策支援を行っている場合がある。また、国連児童基金（UNICEF）は回避教育等を、GICHD は情報システム管理や研究開発等を担っている。さらに、地雷・不発弾汚染調査や除去活動については、Mine Action Group（MAG）、Norwegian People's Aid（NPA）、HALO Trust 等の国際 NGO が実施しており、赤十字国際委員会（ICRC）や Humanity & Inclusion（HI）は被災者支援を行っている。EU や欧州、米（国務省）、豪等のドナーが国連機関や国際 NGO 等を通じて当該分野の支援を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、アフリカ地域の対象国において、国家地雷対策機関の能力強化、機関間の協力促進及びエチオピア地雷対策センター（EMAC）の研修実施能力の強化を行うことにより、対象国の地雷対策に係る国家の主体性の強化を図り、もって各国における持続可能な地雷対策能力及び復興・開発の促進に貢献するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

- ・ エチオピア
- ・ ザンビア
- ・ カンボジア

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：対象国における国家地雷対策機関の職員

最終受益者：地雷・不発弾汚染地域の住民

※本事業の対象国は、EMAC と調整の上、2027 年 1 月までに確定予定。

(4) 総事業費（日本側）

2.45 億円

(5) 事業実施期間

2027 年 1 月～2029 年 6 月を予定（計 30 カ月）

(6) 事業実施体制

1) カウンターパート組織

エチオピア地雷対策センター(EMAC):これまで周辺国に対して地雷・不発弾対策に係る研修を提供してきた実績を踏まえ、アフリカ地域の対象国に対する研修及び知見共有の機会の提供を担うとともに、地域の地雷対策の拠点としての研修実施能力の強化を図る。

2) 関係組織

- ・ カンボジア地雷対策センター(CMAC):これまで日本の協力により組織能力及び技術力を強化し、地雷・不発弾対策分野で地域内外の南南協力の実績を有しており、技術的助言を行う。
- ・ ザンビア地雷対策センター(Zambia Mine Action Centre:ZMAC):地雷除去を完了し、対人地雷禁止条約の関連条項を履行した経験を有する立場から、地域内の参加対象国に対し、地雷対策の知見を共有する。

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

① 長期専門家 2 名派遣(合計約 60P/M):

- ・ 総括／地雷・不発弾対策
- ・ 業務調整／研修管理

② 研修員受け入れ(地雷対策)

③ 機材供与(事務機材等)

2) エチオピア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供((6)に記載のプロジェクト担当者を配置)

③ 専門家への執務室の提供

④ EMAC 内の研修会場提供

⑤ 運営支援・現地調整

⑥ エチオピア国内での研修実施に係る費用(自国職員への旅費等)

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

EMAC に対しては、JICA が長年にわたり協力してきた CMAC と連携し、ナイジェリア、南スーダン、ソマリア等の国家地雷対策機関とともに、CMAC の知見共有を目的としたワークショップやスタディツアーを開催してきた。これらの取組を通じて、組織能力強化に向けたロードマップの形成等に係る活動を支援してきた。また、南スーダンでは、UNMAS 国際機関連携無償を通じて、国家地雷対策機関への業務環境改善のための機材供与及び関連研修を実施。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

EMAC は、これまで HI および DanChurchAid(DCA)からオフィス機器の供与を受け、執務環境を整備してきた。また、爆発物処理(EOD)訓練分野においては、在エチオピア・フランス大使館の防衛駐在官を窓口としてフランス政府と連携しているほか、Mine Action Group(MAG)及び UNMAS によるアドホックな能力開発支援を受けている。アフリカ連合委員会(AUC)は地雷・IED 対策戦略(2026-30)を策定中。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1)環境社会配慮

① カテゴリー分類 (C)

② カテゴリー分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項:なし

3)ジェンダー分類:「GI(S)ジェンダー平等政策・制度支援案件、女性を主な裨益対象とする案件」

<活動内容／分類理由>

地雷対策分野においては、現場の実態調査や観察結果から、技術面・政策面の双方において依然として男性中心の職域であることが明らかとなり、かつカウンターパート組織の EMAC に関しては、女性地雷除去員確保に関する課題が確認された。このようなジェンダーに基づく課題に対し、ジェンダー平等にかかる講義を研修カリキュラムに盛り込むことで、地雷対策においてジェンダー視点を組み込むことの重要性を周知し、女性地雷除去員確保に向けた女性職員の能力強化を推進するため。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1)上位目標:対象国における国家地雷対策機関の持続可能な能力が確立され、復興及び開発に貢献する。

指標及び目標値:

- ・ 指標 1:シニアマネジメント研修を通じて策定されたアクションプランが、対象国中、XX ヶ国の国家地雷対策機関で実施されていることが確認される。
- ・ 指標 2:プロジェクト支援のプラットフォーム等を通じた国家地雷対策機関間の調整及び知識共有が年 3 回実施されている。
- ・ 指標 3:国家計画・戦略を策定している国家地雷対策機関の数が増加する。
- ・ 指標 4:国家計画・戦略に基づいて、地雷対策活動をモニタリングしている国

家地雷対策機関の数が増加する。

- ・ 指標 5: 対象国において、除去後に復興及び開発に貢献した事例が XX ケース確認される。

※対象国:

- ・ 成果 1 と成果 2 の対象となる英語圏諸国は、エチオピア、南スーダン、ナイジェリア、ソマリアである。その他の英語圏諸国は、追加の対象国として検討している。ザンビアは対象国ではないが、本プロジェクトの協力国である。
- ・ 成果 1 と成果 2 の対象となる仏語圏諸国は、現在 JICA が実施中の「地雷・不発弾対策のための能力・体制強化に係る情報収集・確認調査(アフリカ地域)」の結果を踏まえ、EMAC と調整の上、2027 年 1 月まで確定する。

- (2) プロジェクト目標:対象国における国家地雷対策機関の組織的能力が強化される。

指標及び目標値:

- ・ 指標 1:プロジェクトの研修・ワークショップ参加者のうち、少なくとも XX%が、地雷・不発弾対策活動の計画・実施能力が向上したと認識する。
- ・ 指標 2:プロジェクトを通じて習得された知識・技能が、対象国の国家地雷対策機関により、地雷・不発弾対策の運用・管理において活用された事例が、少なくとも XX 件報告される。

- (3) 成果

- ・ 成果 1:対象国の国家地雷対策機関が地雷・不発弾対策活動を実施するための能力が強化される。
- ・ 成果 2:対象国の国家地雷対策機関間及び CMAC 間の地域・南南協力の仕組みが強化される。
- ・ 成果 3:EMAC の研修実施能力が強化される。

- (4) 主な活動

1)成果 1:対象国の国家地雷対策機関が地雷・不発弾対策活動を実施するための能力が強化される。

- ・ 活動 1-1:対象国における国家地雷対策機関の組織体制、役割、及び機能に関する情報を収集・分析する。
- ・ 活動 1-2:対象国の国家地雷対策機関からのシニアマネジメント研修の適切な参加者を特定・選定する。
- ・ 活動 1-3:シニアマネジメント研修のカリキュラム及び研修プログラムを策定する。
- ・ 活動 1-4:対象国の国家地雷対策機関の職員を対象にシニアマネジメント座学研修を実施する。

- ・ 活動 1-5:対象国の国家地雷対策機関の職員を対象にシニアマネジメント実地研修を実施する。
- ・ 活動 1-6:シニアマネジメント研修を通じて、対象国の国家地雷対策機関によるアクションプランの策定を促進する。
- ・ 活動 1-7:活動 1-6 で策定された活動計画の実施状況をモニタリングする。

2)成果 2:対象国の国家地雷対策機関及び CMAC 間の地域・南南協力の仕組みが強化される。

- ・ 活動 2-1:対象国における国家地雷対策機関の組織体制、役割、及び機能に関する情報収集・分析をする。
- ・ 活動 2-2:対象国の国家地雷対策機関からの知見共有活動への適切な参加者を特定・選定する。
- ・ 活動 2-3:対象国の国家地雷対策機関の職員を対象とした知識共有ワークショップを開催する。
- ・ 活動 2-4:CMAC と対象国の国家地雷対策機関との知識共有を促進するためのカンボジアへのスタディーツアーを実施する。
- ・ 活動 2-5:国際地雷対策会議のサイドイベントを開催し、本プロジェクトの成果及び得られた教訓を発表・普及する。
- ・ 活動 2-6:対象国の国家地雷対策機関同士の情報交換及び連携を促進する。
- 活動 2-7:対象国の国家地雷対策機関における研修ニーズを更新・整理する。

3)成果 3:EMAC の研修実施能力が強化される。

- ・ 活動 3-1:成果 1 及び 2 の下で実施されるプロジェクト活動の計画・実施を改善する。
- ・ 活動 3-2:エチオピアでの EMAC と連携した研修活動のための研修カリキュラム及び教材を策定し、研修を実施する。
- ・ 活動 3-3:CMAC からの技術的助言の活用を通じて、EMAC の研修活動に係る計画・管理能力を強化する。
- ・ 活動 3-4:エチオピアで実施された研修活動をレビューし、教訓及び改善点を抽出する。
- ・ 活動 3-5:カリキュラム、研修実績、ドナー支援を含む研修プログラムに関する既存情報を収集・整理する。

※上位目標の指標 1 の XX は第 2 回 JCC までに確認する。

※上位目標の指標 3 及び 4 に関し、本事業の対象となる国家地雷対策機関には、国家計画・戦略の策定を担う政策調整機関と、地雷対策活動の現場でのオペレー

ションを担う機関の両方が含まれる。このため、指標 3 は前者を、指標 4 は後者を対象として設定している。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 対象国の国家地雷対策機関において、必要なカウンターパート人材及び事業運営上の支援体制が確保される。

(2) 外部条件

- ・ 対象国の政治・治安状況の悪化により、対象国の国家地雷対策機関の職員が研修に参加できない状況が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

対カンボジア技術協力プロジェクト「人間の安全保障実現化のための CMAC 機能強化プロジェクト」(評価年度:2010 年度)では、政府の政策や他ドナーの支援動向等、セクター全体の状況を踏まえながら事業を実施し、関係機関との情報共有を継続することの重要性が教訓として示された。

本事業においても、UNMAS や他ドナーとの情報共有及び連携を密に行い、役割分担や相乗効果を意識しながらセクター全体の動向を踏まえて事業を実施する。

7. 評価結果

本事業は、アフリカの政策、開発ニーズ、日本の援助政策に合致し、地雷・不発弾対策の能力強化を通じて地域の安全確保及び安定化に資するものであり、SDGs 目標 16(平和と公正)ターゲット 16.1 に資する取組であると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3 カ月以内 ベースライン調査

事業終了時 完了時評価

以上